

(名称と設置場所)

第1条 本学総合政策学部（以下、本学部という。）に、政策科学研究所（以下、本研究所という。）を置く。

(目的)

第2条 本研究所は、総合的・学際的な政策研究を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本研究所は、前条の目的を達成するために下記の各号の事業を行う。

- (1) 総合的・学際的な政策研究
- (2) 研究所報および研究報告書の刊行
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 研究資料の収集、整理および保管
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条

1. 本研究所に、所長、幹事、所員および事務職員を置く。
2. 本研究所に、研究員を置くことができる。

(所長)

第5条

1. 所長は、所員会議の議を経て、所員の中から学長が委嘱する。
2. 所長は、本研究所を代表し、本研究所の運営一般を総括する。
3. 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

第6条

1. 幹事は、所員会議の議を経て、所員のなかから所長が委嘱する。
2. 幹事は、所長の命を受けて事務を担当する。
3. 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所員)

第7条 所員は、原則として、本学部の専任教員をもって充てる。ただし、本学の専任教員であって本学部に所属しない者は、所員の推薦により、所員会議の議を経て、所長が委嘱する。

(研究員)

第8条

1. 研究員は、所員以外の者のなかから、所員の推薦により、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。
2. 研究員の任期は、1年以内とする。ただし、運営委員

会の議を経て、更新することができる。

(所員会議)

第9条

1. 本研究所に所員会議を置く。所員会議は、全所員をもって構成し、所長がその議長となる。
2. 所員会議は、本研究所の運営に関する基本方針を決定し、予算および決算について審議する。
3. 所員会議は、所長がこれを招集する。
4. 所員会議は、所員の過半数の出席をもって成立する。

(運営委員会)

第10条

1. 本研究所に、運営委員会を置く。運営委員会は、所長、幹事および運営委員をもって構成する。
2. 運営委員会は、所員会議において、所員のなかから4名を選出する。
3. 運営委員の任期は、2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。
4. 運営委員会は、所員会議において決定された基本方針および予算に従い、第3条に掲げる事業の運営に関して審議・決定する。
5. 所長は、運営委員会を招集し、座長となる。運営委員の請求がある場合には、所長は、すみやかに運営委員会を招集しなければならない。運営委員会は、委員の過半数をもって成立する。

(事務局)

第11条 本研究所に、事務局を置く。事務局は、所長、幹事および事務職員をもって構成する。

(経費)

第12条 本研究所の経常費は、本大学の年間研究予算その他をもって充てる。予算および決算は、所員会議の議を経なければならない。

(細則)

第13条 本規程に定めるもののほか、本研究所に必要な細則は、別に定める。細則は、所員会議の承認を得なければならない。

(規程改正)

第14条 本規程の改正は、所員会議において全所員の3分の2以上の賛同を得るとともに、学長の承認を得なければならない。

(付則)

本規程は、平成20年4月1日より施行する。